

第73号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）職員の定年引上げ等に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができる職員を見直す必要がある。